

(1) 第5条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第5条第3項又は第9条第4項の規定による命令に違反した者

(3) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第26条 第22条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第25条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第28条 第17条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項及び第3項、第25条第2号（第5条第3項に係る部分に限る。）並びに第27条の規定中車両等（自動車を除く。）に係る部分は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成12年10月政令442号により、本文に係る部分は、平成12・11・15から、ただし書に係る部分は、平成14・5・15から施行〕

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に建設又は第4条第1項の主務省令で定める大規模な改良の工事中の旅客施設については、同項の規定は、適用しない。

(検 討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下、附則第4条～第8条は省略)

参考文献リスト

- 盲人の誘導法 (著者 村上琢磨 発行 (社)全国バーチャット協会 昭和61年)
- 大阪府福祉のまちづくり条例 設計マニュアル (大阪府 平成5年)
- 作業療法ジャーナルvol.21No.10 (三輪書店 平成5年)
- 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準 (監修 建設省住宅局建築指導課・日本建築主事会議 編集・発行 (財)建築技術教育普及センター・(社)日本建築士会連合会 平成6年)
- 福祉のまちづくり 整備マニュアル (広島県 平成7年)
- 住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル (滋賀県 平成7年)
- 地域リハビリテーションマニュアル1995年 (三輪書店 平成7年)
- ハートビルのつくり方ー岡山県におけるハートビル法の手引きー (編集 岡山県ハートビル連絡会 発行 (財)岡山県建築士会 平成7年)
- 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (東京都 平成8年)
- 高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル (著者 高橋儀平 発行 彰国社 平成8年)
- 埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック (埼玉県 平成8年)
- 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例 整備マニュアル (徳島県 平成8年)
- 静岡県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (静岡県 平成8年)
- 建築士のためのなるほど福祉のまちづくり (滋賀県 平成8年)
- 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (千葉県 平成9年)
- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 解説集 (石川県 平成9年)
- 鳥取県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (鳥取県 平成9年)
- 富山県民福祉条例 施設整備マニュアル (富山県 平成9年)
- バリアフリーと交通 運輸省高齢者・障害者関連施策ハンドブック (監修 運輸省 発行 中央法規出版 平成9年)
- ハートビル・マニュアル トイレ編第1集 (人にやさしい建築住宅推進協議会・ハートトイレ研究会 平成9年)
- 98タウンガイドマップおかやま (福祉ガイドマップおかやまをつくる会 平成9年)
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例ー整備設計マニュアル (高知県 平成9年)
- 佐賀県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (佐賀県 平成10年)
- 福祉のまちづくり条例による建築物整備基準と既存建築物改善事例 (東京都 平成10年)
- 倉敷市福祉のまちづくり条例 人にやさしい都市施設整備ガイドブック (倉敷市 平成10年)
- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備マニュアル (石川県 平成10年)
- 交通拠点のサインシステム計画ガイドブック 鉄道ターミナル駅を例とした人にやさしい情報提供の考え方と計画手法 (交通エコロジー・モビリティ財団 平成10年)
- 平成10年版厚生白書 (監修 厚生省 発行 ぎょうせい 平成10年)
- 北海道福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (北海道 平成10年)
- あかりと電気設備・照明設計資料「住宅の照明」 (松下電工(株)ホームページ 平成10年)
- 福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (福岡市 平成11年)
- バリアフリーふれあいガイド (石川県 平成11年)
- 視覚障害者が街を歩くとき (著者 津田美知子 発行 都市文化社 平成11年)
- みんなのための公園づくりーユニバーサルデザイン手法による設計指針ー (監修 建設省都市局公園緑地課 編集・発行 (財)日本公園緑地協会 平成11年)
- 人にやさしい街づくり公共空間床編ープランニングガイド'99.5版ー (INAX 平成11年)
- 視覚障害者誘導用ブロックに関する標準基盤研究最終報告書ーパターンの標準化を目指してー (通商産業省 製品評価技術センター 平成12年)
- 人にやさしい福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (宮崎県 平成12年)
- バリアフリーカタログ (非住宅編) (TOTO 平成12年)
- プランニングガイドやさしい暮らし (パブリックトイレ編) (INAX 平成12年)
- 福祉住環境コーディネーター検定2級テキスト (東京商工会議所 平成12年)
- 福祉住環境コーディネーター検定3級完全マスター (監修 東京商工会議所 発行 社会保険研究所 平成12年)
- 岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について (答申) (中国地方交通審議会 平成12年)
- みんなの福祉テキスト (津山市社会福祉協議会 平成12年)
- 段差・スロープの現行基準に対する実証的評価ー下肢障害者による検証と計測用車いすによる定量評価ー (兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所、福祉のまちづくり研究会第3回全国大会概要集 平成12年)
- 一般案内用統一図記号ガイドライン (一般案内用図記号検討委員会 平成12年)
- 岡山県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル (岡山県 平成12年)

人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
(平成14年3月発行)

発 行 津 山 市
(都市建設部都市計画課建築指導審査係)
(福祉健康部福祉健康政策審議室)

〒708-8501 津山市山北520
TEL0868-23-2111

協 力 ランドブレイン株式会社

印 刷 株式会社 廣陽本社

無断転載禁止

マニュアルの内容に関するお問合せ先

津山市都市建設部都市計画課建築指導審査係
TEL0868-32-2099 FAX0868-32-2155
〒708-8501 津山市山北520
E-mail tokei@city.tsuyama.okayama.jp

人にやさしいまちづくり条例に関するお問合せ先

津山市福祉健康部福祉健康政策審議室
TEL0868-32-2062 FAX0868-32-2153
〒708-8501 津山市山北520
E-mail fukushi@city.tsuyama.okayama.jp